

○小樽市教育委員会後援承認等に関する要綱

制 定 平成25年3月18日

一部改正 令和5年9月28日

(目的)

第1条 この要綱は、小樽市教育委員会（以下、「委員会」という。）が後援する事業にかかる承認等の事務の適正な取扱いを図るため、必要な事項を定めるものとする。

(後援の定義)

第2条 この要綱において、「後援」とは、各種大会、イベント等の事業の趣旨に賛同し、その開催における名義使用及び市民への事業周知の協力等により援助することをいい、金銭の支援は行わないものとする。

(後援を申請することができる者)

第3条 委員会に後援を申請することができる者は、団体に限るものとする。

(後援申請手続)

第4条 委員会に対し後援を申請しようとする団体の代表（以下「申請者」という。）は、後援承認等申請書（様式第1号）（以下「申請書」という。）を委員会に提出するものとする。

2 委員会は、申請者に対し、提出された書類の記載内容に不備があったときはその補正を求め、必要があると認めるときは申請書以外の関係書面の提出を求めることができるものとする。

(承認の要件)

第5条 後援の対象となる事業は、当該事業の目的及び内容が、明確に教育、文化、スポーツ等の普及向上に寄与すると認められる事業とする。

2 次の各号に該当する事業は、後援等の承認をしない。

- (1) 政治活動や宗教活動を主たる目的として行われるもの
- (2) 法令又は公序良俗に反するもの
- (3) 営利活動を主たる目的とするもの
- (4) 開催地が市内ではないもの。ただし、特別の理由があると認められる場合は、この限りでない。

(決定の通知等)

第6条 委員会は、申請書の提出があったときは、これを審査し、承認を決定したときは、後援承認等決定通知書（様式第2号）により、不承認を決定したときは、後援不承認決定通知書（様式第3号）により速やかに申請者に通知するものとする。

2 委員会は、後援を承認する場合において、必要な条件を付すものとする。

(承認の取消し)

第7条 委員会は、申請書の提出に当たり虚偽があった場合、各種大会等が第5条第2項各号に規定するものであることが判明した場合又は前条第2項に規定する条件に違反した場合は、後援の承認を取り消すものとし、後援承認取消通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

(教育長賞の交付等)

第8条 大会等における教育長賞は賞状の交付とし、主催者を通じて顕彰すべき参加者に交付するものとする。なお、申請者は、賞状の内容について事前に委員会と協議し、筆耕等は原則として申請者側で行うものとする。

(委員会の免責)

第9条 事業の実施によって生じた事故等については、全て団体の責任において処理するものとし、委員会は、一切の責任を負わないものとする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前に提出があった申請書に対する取扱いについては、なお従前の例による。

附 則 (H31.4.1一部改正)

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日以降において、改正前の様式第1号にて提出された後援申請があった場合、改正後の様式にて提出された後援申請と同様に有効なものとして取り扱うものとする。

附 則 (R5.9.28一部改正)

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年9月28日から施行する。